原判決を破棄する。

被告人を懲役六月及び罰金五万円に処する。

右罰金を完納することができないときは金五百円を一日に換算した期間 被告人を労役場に留置する。

原審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

玾 由

本件控訴の趣意は弁護人大久保弘武提出の控訴趣意書に記載されたとおりである からここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。 論旨第二について。

原判決挙示の証拠を総合すると原判示事実はすべて優にこれを認めることができ る。即ち被告人は自己の経営する飲食店「A」の女中として雇い入れたB外四名の 女子を同飲食店に居住させ、不特定多数の遊客に売春をさせることを業としていた ことが明らかである。尤も右B等が売淫をするようになつた動機は、いずれも同人 等が小遣銭欲しさから始めたことは窺われるけれども、同人等はいかなる場合においても被告人から命ぜられるか又は被告人に連絡してその諒解を得た上売淫したものであり、これによって得た金銭はすべて一旦被告人において取得しその中から約 束の分け前を分配していたというのであるから、被告人が右B等に売春させたもの と認めるべきであつて、所論のようにB等が任意に売春していたのを被告人が単に 黙認していたに過ぎないものということはできない。記録を精査するも原判決に所 論のような事実誤認の過誤ある廉を発見し得ない。それ故論旨は理由がない。

論旨第一について。

原判決挙示の証拠によれば被告人は昭和三三年六月始頃より同年九月三日頃まで の間自己の経営する飲食店「A」に女中として雇い入れたB外四名の女子を同飲食 店に居住させた上、不特定多数の遊客に売淫させ、以て自己の占有する場所に婦女 を居住させこれに売春をさせることを業とした事実を認めることができる。即ち原 判決判示第一、第二の事実は本来被告人が業として引続いて行つたものである。しかるに原判決はその間被告人には同年六月一三日浜松簡易裁判所において道路交通 取締法違反罪により罰金千円に処せられ該裁判は同年七月一〇日確定した事実があるので右被告人の所為を二分し、右確定裁判前に犯した部分のみが右確定裁判に係 る罪と刑法第四五条後段の併合罪となるとして、これに対し被告人を懲役三月及び 罰金三方円に処し、右確定裁判後に犯した部分に対し被告人を懲役四月及び罰金五 万円に処したことは所論のとおりである。しかし、売春防止法第一二条違反の罪 は、単に一回婦女を自己の占有し若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に 居住させ、これに売淫をさせても犯人にこれを反覆継続する意思の認められる場合 には業として為したものとしてその罪が成立するものではあるが、同罪の成立する ためには業としてこれを行うことを〈要旨〉要するのであるから、一定期間に亘るべ きことをその本質とするものであり、同条違反の罪は、いわゆる営業〈/要旨〉犯とし て、継続して行われた全体を包括的に観察して単一の罪と解すべきである。故にそ の中間において、これと全く性質を異にする道路交通取締法違反罪による確定裁判 があるの故を以て、右確定裁判の前後により本来一罪である営業犯を二分し二罪と して処断しなければならない理由は存しない。刑法第四五条は「確定裁判ヲ経サル 数罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止タ其罪ト其裁判確定前 二犯シタル罪トヲ併合罪トス」と規定し、同時審判可能の数罪を併合罪とし、或る 罪に付き確定裁判があつた場合に、その裁判確定前に犯された罪は早く発覚してい たならばその確定裁判に係る罪と同時審判が可能であつた筈のものとして、これを 確定裁判に係る罪と併合罪をなすものとしているのである。しかし現実には同時に 審判することはできなかつたので刑法は第五〇条において未だ裁判を経ない右確定 裁判前に犯された罪について更に裁判すべきことを定めている。してみれば刑法第 四五条後段の規定は、確定裁判を経ない数個の罪の間に確定裁判が存した場合に その裁判確定前に犯されその後発覚した罪と裁判確定後に犯された罪とは併合罪と ならないことを規定したもので、一個の罪の中間に確定裁判が存するが故にその一個の犯罪を二分すべきことを定めたものではない。性質上一定期間に亘るべき営業 犯について裁判が確定した後に、更に同種の営業犯を犯した場合に、裁判確定の前 後により二個の営業犯となるのは、右確定判決の既判力が裁判確定前の右営業犯の すべての部分に及ぶからであつて、刑法第四五条後段の規定によるものではない。 しかるに本件において本件売春防止法第一二条違反の罪の中間に存する確定判決 は、これとは全く別種の犯罪に関するもので、右判決は本件の罪に何らその既判力

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 岩田誠 判事 渡辺辰吉 判事 司波実)